

社会保険手続・労働保険手続きの 更なるデジタル化・利便性向上の取組について

未来投資会議 産官協議会
「スマート公共サービス」会合（第2回）

令和2年3月9日
厚生労働省 提出資料

社会保険手続（年金、医療保険）について

社会保険手続（年金、医療保険）のデジタル化の取組について

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、手続のデジタル化の推進に取り組むこととしている。

- ・ 法人設立手続（登記後の手続）のオンライン・ワンストップ化
【令和2年1月開始】
- ・ GビズID（法人共通認証基盤）を活用した社会保険手続のID・パスワード方式による電子申請の導入【令和2年4月開始予定】
- ・ 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化
【令和2年11月頃開始予定】
- ・ 法人設立手続（登記を含めた全手続）のオンライン・ワンストップ化
【令和3年2月目途開始予定】

「G Biz ID」を活用した社会保険手続の電子申請について

- 2020年4月より、社会保険の一部の手続（※1）について、電子申請における本人確認手段として、従来の電子証明書（有料）のほか、G Biz ID（法人共通認証基盤）を活用したID・パスワード方式（無料）を利用可能（※2）とする。

※1 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届・転勤届・個人番号登録届

※2 これまでどおり電子証明書も利用可能。

- 社会保険の申請データを作成するための「届書作成プログラム（※）」に、ID・パスワード方式に対応した電子申請機能を追加。（2020年4月稼働予定）

※ 日本年金機構ホームページにおいて無料でダウンロード可能。

《G Biz IDを活用した社会保険手続の電子申請のイメージ》



電子申請のメリット

- ・24時間365日、いつでも申請が可能。
- ・年金事務所やハローワークに行かなくても、職場や出先などから申請が可能。
- ・移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減も可能。



ジーBizアイディー
「G Biz ID」とは

- ・経済産業省が提供する、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証サービス。
- ・アカウント（IDパスワード）の取得は無料。

事業主等への周知広報及び利用勧奨について

○ 令和元年10月以降、「GビズID」を活用した社会保険手続の電子申請について、以下の周知広報を実施

- 厚生年金の適用事業所へチラシ配布（令和元年10月、令和2年2月実施 約230万事業所）
- 雇用保険の適用事業所へ、周知内容を盛り込んだ雇用保険被保険者数お知らせ八ガキを送付（令和2年3月実施予定 約230万事業所）
- 社会保険システム連絡協議会、全国社会保険労務士会連合会等の関係団体、各団体の会員等への周知依頼（30団体、10月以降順次実施）
- 政府広報の実施
 - ・新聞広告 全国紙・地方紙計73紙（2/17～18）
 - ・テレビCM 計43放送局（3/2～3/8）
- 厚生労働省HPへチラシ掲載
- 年金事務所・ハローワークにおけるチラシ配布

中小企業の皆さん 行政手続の手間を省く、ネット申請を活用ください！

4月以降発生中小企業の「時間外労働の上乗せ給付」、育児休業は減らない、人学は増える！ どうしよう…

「ネット申請」ですれば、申請と利用がひとりで済む！ 役所の窓口に行かなくてもいい！?

職場や出先でいつでも！ 必要情報の入力の手間も大幅削減！

空いた時間を本来に回せる。生産性の向上だ!!

「GBizID」でIDとパスワード(無料)を取得してログインすれば、補助金や社会保険などの申請がすぐに！

gBiz ID ログイン!

jGrants 補助金のネット申請

社会保険などのネット申請 (令和2年4月から)

24時間、365日、いつでもどこでも可能！
申請のたびに必要事項の入力が削減！ (ワンストップ)

※GBizIDの取得は無料です。申請の際は必要事項を入力してください。申請は24時間いつでも可能です。

政府広報 | 労働部・厚生労働省・経済産業省

「GBizID」のIDとパスワードの取得、ご利用方法は ▶ GBizID <https://gbiz-id.go.jp>

○ 令和2年4月以降、事業所への訪問等による集中的な電子申請利用勧奨を実施

- 令和2年4月以降電子申請が義務化される事業所（資本金1億円超等）や、被保険者数101名以上の事業所で、電子申請を利用していない事業所（約5万事業所）に対し、日本年金機構職員が訪問等により、操作説明などのサポートも含めた集中的な利用勧奨を行う。

(参考)

集中的に勧奨を行う事業所	約5.0万事業所
うち、電子申請義務化対象（資本金1億円以上）	約1.2万事業所
被保険者数が101名以上の事業所	約3.8万事業所

※ 平成30年度の算定基礎届提出方法をもとに推計。今後変動があり得る。

労働保険手続（労災保険・雇用保険）について

労働保険手続（労災保険・雇用保険）における電子化の普及促進に向けた取組について

1. 労働保険制度の概要

- 労働保険は労災保険と雇用保険からなり、事業主は、労災保険と雇用保険を一体のものとして労働保険の申告・納付を行う。
- 労働保険の申告は年1回。事業主は年度更新時に、すべての労働者に支払われる賃金の総額（年度単位）に、保険料率を乗じて保険料を算定し、申告する。
- 納付は原則年1回。口座振替の手続を一度行えば、以後、自動的に引き落としとなる。

2. 電子化の普及促進に向けた取組

- 資本金1億円を超える大法人等について、電子申請を義務化【令和2年4月～】
- 法人設立後の手続について、マイナポータルの法人設立ワンストップサービスにより、まとめて手続を行うことを可能とした【令和2年1月～】
- 電子申請未利用事業場をアドバイザーが訪問し、e-Govの初期設定及び電子申請の実演を行うサービスを実施
- 都道府県ごとに電子申請未利用事業場を対象とした電子申請・納付説明会を実施【令和2年5月予定】
- 労働局及び一部の監督署の窓口で電子申請体験コーナーを設置し、専門職員が事業主等に電子申請の利用を勧奨
- 納付書（保険料が確定しているもの）を送付する際に、ペイジーのリーフレットを同封し、電子納付を勧奨
- 電子申請集中処理専門員を配置し、処理を迅速化（処理件数の増加に伴い増員）